

○防衛省告示第百八十五号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年八月十六日から施行する。ただし、第四十一号から第五十五号までに掲げる対象防衛関係施設に係る部分は、同年九月五日から施行する。

令和三年八月六日

防衛大臣 岸 信夫

一 陸上自衛隊真駒内駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道札幌市南区	真駒内十七番地
対象防衛関係施設の区域	北海道札幌市南区	真駒内（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺	北海道札幌市豊平区	中の島（次の図面に示す部分に限る。）、中の島一条十三丁目及び十四丁目並びに平岸一条二十一丁目（次の図面に示す部分に

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>辺地域</p>	
<p>北海道札幌市南区</p>	<p>石山（次の図面に示す部分に限る。）、石山東一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、澄川一条二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、澄川二条三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、澄川三条四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目まで、澄川四条五丁目から九丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び十丁目、真駒内（次の図面に示す部分に限る。）、真駒内曙町一丁目から四丁目まで、真駒内上町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、真駒内東町一丁目から三丁目まで、真駒内本町一丁目から三丁目まで及び五丁目並びに真駒内南町六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目</p>	<p>限る。）から二十三丁目まで</p>

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 陸上自衛隊東千歳駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道千歳市	祝梅千十六番地
対象防衛関係施設の区域	北海道千歳市	祝梅（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺	北海道千歳市	祝梅（次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 陸上自衛隊青森駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
青森県青森市	青森県青森市
大字三内、大字浪館及び大字安田（いずれも次の図面に示す部	大字浪館字近野四十五番地

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県青森市	分に限る。)
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>			<p>里見二丁目、浪館前田二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字三内、大字浪館並びに大字安田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

四 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

備考	対象防衛関係施設 の所在地	茨城県土浦市		右艸二千四百十番地
	対象防衛関係施設 の区域	茨城県稲敷郡阿 見町	茨城県土浦市	大字阿見（次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	茨城県稲敷郡阿 見町	茨城県土浦市	うずら野二丁目及び三丁目、大字阿見並びに大字荒川本郷（い ずれも次の図面に示す部分に限る。） 烏山四丁目及び五丁目、摩利山新田並びに右艸（いずれも次の 図面に示す部分に限る。）

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五 陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	栃木県宇都宮市	上横田町千三百六十番地
対象防衛関係施設の区域	栃木県宇都宮市	江曾島町、上横田町及び台新田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	栃木県宇都宮市	今宮一丁目、二丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江曾島四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目、江曾島町（次の図面に示す部分に限る。）、上横田町（次の図面に示す部分に限る。）

す部分に限る。)、北若松原一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、台新田一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、台新田町(次の図面に示す部分に限る。)、西川田四丁目(次の図面に示す部分に限る。)、宮の内一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)並びに横田新町

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 陸上自衛隊練馬駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	東京都練馬区	北町四丁目一番一号
対象防衛関係施設の区域	東京都練馬区	北町四丁目
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都練馬区	北町一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、錦二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに平和台二丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 陸上自衛隊守山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	愛知県名古屋市守山区	守山三丁目十二番一号
対象防衛関係施設の区域	愛知県名古屋市守山区	守山三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県名古屋市守山区	大牧町、大屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、長栄（次の図面に示す部分に限る。）、鳥羽見三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、永森町（次の図面に示す部分に限る。）、西島町（次の図面に示す部分に限る。）、西城一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西新（次の図面に示す部分に限る。）、廿軒家（次の図面に示す部分に限る。）、東山町、町北（次の図面に示す部分に限る。）

限る。)、町南(次の図面に示す部分に限る。)、守牧町(次の図面に示す部分に限る。)、及び守山一丁目から三丁目まで

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 陸上自衛隊明野駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	三重県伊勢市	小俣町明野五千五百九十三番地一
--------------	--------	-----------------

対象防衛関係施設 の区域	三重県伊勢市	小俣町明野及び村松町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	三重県伊勢市	小俣町明野、西豊浜町及び村松町（いずれも次の図面に示す部 分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	兵庫県伊丹市	広畑一丁目一番一号
対象防衛関係施設 の区域	兵庫県伊丹市	千僧三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び広畑一丁目
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	兵庫県伊丹市	大鹿一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目から七丁目まで、桜ヶ丘三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目から八丁目まで、千僧一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、広畑一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、瑞ヶ丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに瑞穂町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、五丁目及び六丁目

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 陸上自衛隊海田市駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	広島県安芸郡海田町	寿町二番一号
対象防衛関係施設の区域	広島県安芸郡海田町	寿町（次の図面に示す部分に限る。）

	<p>広島県広島市安芸区</p>	<p>矢野町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>広島県安芸郡海田町</p>	<p>寿町、栄町、月見町、西明神町（次の図面に示す部分に限る。）、日の出町（次の図面に示す部分に限る。）、南昭和町（次の図面に示す部分に限る。）、南大正町（次の図面に示す部分に限る。）、南つくも町、南堀川町（次の図面に示す部分に限る。）、南明神町及び明神町（次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>広島県広島市安芸区</p>	<p>矢野新町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、矢野町（次の図面に示す部分に限る。）、矢野西一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、並びに矢野東一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>一に掲げる点と</p>		<p>一 北緯三十四度二十一分四十六秒、東経百三十二度三十一分</p>

	<p>二に掲げる点と を結んだ線及び これらの点を結 ぶ海岸線により 囲まれた海域</p>	<p>二十一秒の点 二 北緯三十四度二十一分三十一秒、東経百三十二度三十一分 十五秒の点</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

十一 陸上自衛隊善通寺駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	香川県善通寺市	南町二丁目一番一号
対象防衛関係施設 の区域	香川県善通寺市	生野町（次の図面に示す部分に限る。）、善通寺町（次の図面に示す部分に限る。）、文京町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに南町一丁目及び二丁目
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	香川県善通寺市	生野町（次の図面に示す部分に限る。）、生野本町一丁目及び二丁目、大麻町（次の図面に示す部分に限る。）、上吉田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで及び四丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、善通寺町（次の図面に示す部分に限る。）、善通寺町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、文京町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで並びに南町一丁目から三丁目まで

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 陸上自衛隊福岡駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県春日市	大和町五丁目十二番地
対象防衛関係施設の区域	福岡県春日市	大和町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	
	<p>福岡県福岡市博多区</p>	<p>福岡県春日市</p>
	<p>相生町一丁目及び二丁目、寿町一丁目及び二丁目、昭南町一丁目から三丁目まで、新和町二丁目(次の図面に示す部分に限る。)、南八幡町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、並びに元町一丁目から三丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)</p>	<p>岡本一丁目から四丁目まで及び五丁目から七丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、小倉一丁目及び五丁目(次の図面に示す部分に限る。)、から七丁目(次の図面に示す部分に限る。)、まで、宝町一丁目及び二丁目から四丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、伯玄町二丁目(次の図面に示す部分に限る。)、日の出町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、二丁目(次の図面に示す部分に限る。)、から六丁目(次の図面に示す部分に限る。)、まで及び七丁目(次の図面に示す部分に限る。)、大和町一丁目から五丁目まで並びに弥生二丁目(次の図面に示す部分に限る。)、及び三丁目</p>

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 陸上自衛隊北熊本駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	熊本県熊本市北区	八景水谷二丁目十七番一号
対象防衛関係施設の区域	熊本県熊本市北区	麻生田一丁目、清水岩倉二丁目、清水新地三丁目及び八景水谷二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	熊本県熊本市北	麻生田一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁

<p>に係る対象施設周辺地域</p>	<p>区</p>	<p>目（次の図面に示す部分に限る。）、兔谷一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、清水岩倉一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、清水亀井町（次の図面に示す部分に限る。）、清水新地一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、清水東町（次の図面に示す部分に限る。）、並びに八景水谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

十四 陸上自衛隊那覇駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	字鏡水六百七十九番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	住吉町一丁目及び三丁目並びに字鏡水（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県那覇市	垣花町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、金城一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、住吉町一丁目から三丁目まで、山下町（次の図面に示す部分に限る。）、字安次嶺（次の図面に示す部分に限る。）、字小祿（次の図面に示す部分に限る。）並びに字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を		一 北緯二十六度十二分五十二秒、東経百二十七度三十九分二

	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>十三秒の点 二 北緯二十六度十二分四十八秒、東経百二十七度三十九分四十七秒の点 三 北緯二十六度十二分四十六秒、東経百二十七度三十九分四十八秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

備考	対象防衛関係施設 の区域			対象防衛関係施設 の区域		対象防衛関係施設 の所在地
	千葉県柏市			千葉県鎌ヶ谷市		千葉県柏市
	高柳、藤ヶ谷及び藤ヶ谷新田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）			栗野、軽井沢及び佐津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		藤ヶ谷千六百十四番地一
	栗野、軽井沢及び佐津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）			高柳及び藤ヶ谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
	西白井二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）			千葉県鎌ヶ谷市		
	千葉県白井市			千葉県柏市		

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十六 海上自衛隊徳島航空基地

対象防衛関係施設	徳島県板野郡松茂町	対象防衛関係施設の所在地	徳島県板野郡松茂町
対象防衛関係施設	徳島県板野郡松茂町	対象防衛関係施設の区域	住吉字住吉開拓三十八番地
対象防衛関係施設	徳島県板野郡松茂町	対象防衛関係施設の区域	住吉、豊岡、豊久及び満穂（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	徳島県板野郡松茂町	対象防衛関係施設の区域	住吉、豊岡（次の図面に示す部分に限る。）

備考	に係る対象施設周辺地域	茂町	に示す部分に限る。)、豊中(次の図面に示す部分に限る。)、豊久(次の図面に示す部分に限る。)、中喜来(次の図面に示す部分に限る。)、広島(次の図面に示す部分に限る。)、及び満穂(次の図面に示す部分に限る。)
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<p>一 北緯三十四度八分五秒、東経百三十四度三十七分三十秒の点</p> <p>二 北緯三十四度七分五十一秒、東経百三十四度三十七分四十秒の点</p> <p>三 北緯三十四度七分三十六秒、東経百三十四度三十七分三十九秒の点</p> <p>四 北緯三十四度七分二十七秒、東経百三十四度三十七分二十秒の点</p> <p>五 北緯三十四度七分三十三秒、東経百三十四度三十六分四十五秒の点</p>	

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十七 海上自衛隊小月航空基地

対象防衛関係施設の所在地	山口県下関市	松屋本町三丁目二番一号
対象防衛関係施設の区域	山口県下関市	松屋本町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	山口県下関市	工領開作（次の図面に示す部分に限る。）、白崎一丁目から三丁目

に係る対象施設周
辺地域

	<p>目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、松屋東町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに松屋本町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで</p>
<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p>	<p>一 北緯三十四度三分二十一秒、東経百三十一度二分三十秒の 点 二 北緯三十四度二分五十三秒、東経百三十一度二分三十六秒 の点 三 北緯三十四度二分三十六秒、東経百三十一度二分三十二秒 の点 四 北緯三十四度二分二十二秒、東経百三十一度二分四十四秒 の点 五 北緯三十四度二分十五秒、東経百三十一度三分四十一秒の 点 六 北緯三十四度二分二十三秒、東経百三十一度三分五十五秒 の点</p>

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十八 海上自衛隊硫黄島航空基地

対象防衛関係施設の所在地	東京都小笠原村	硫黄島
対象防衛関係施設の区域	東京都小笠原村	硫黄島（次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	
<p>東京都小笠原村</p>	<p>硫黄島（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域</p>	<p>一 北緯二十四度四十七分五十三秒、東経百四十一度二十分二十九秒の点 二 北緯二十四度四十七分四十九秒、東経百四十一度二十分四十四秒の点 三 北緯二十四度四十七分二十三秒、東経百四十一度二十分五十六秒の点 四 北緯二十四度四十七分八秒、東経百四十一度二十分四十四秒の点 五 北緯二十四度四十五分三十三秒、東経百四十一度十八分二十六秒の点 六 北緯二十四度四十五分二十秒、東経百四十一度十八分二十四秒の点 七 北緯二十四度四十四分五十九秒、東経百四十一度十七分四十三秒の点</p>

八 北緯二十四度四十五分七秒、東経百四十一度十七分三十八秒の点

九 北緯二十四度四十五分四十七秒、東経百四十一度十七分二十九秒の点

十 北緯二十四度四十五分五十二秒、東経百四十一度十七分十七秒の点

十一 北緯二十四度四十六分二十三秒、東経百四十一度十七分二十五秒の点

十二 北緯二十四度四十六分五十四秒、東経百四十一度十七分二十二秒の点

十三 北緯二十四度四十七分三秒、東経百四十一度十六分五十五秒の点

十四 北緯二十四度四十七分二十八秒、東経百四十一度十七分〇秒の点

十五 北緯二十四度四十七分二十七秒、東経百四十一度十七分二十二秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十九 海上自衛隊南鳥島航空基地

対象防衛関係施設の所在地	東京都小笠原村	南鳥島
対象防衛関係施設の区域	東京都小笠原村	南鳥島（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都小笠原村	南鳥島（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一 北緯二十四度十七分十秒、東経百五十三度五十九分九秒の点

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>	
<p>及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域</p>	
<p>二 北緯二十四度十七分十一秒、東経百五十三度五十九分十九秒の点</p> <p>三 北緯二十四度十八分〇秒、東経百五十三度五十九分十六秒の点</p> <p>四 北緯二十四度十八分五秒、東経百五十三度五十八分五十九秒の点</p> <p>五 北緯二十四度十七分十一秒、東経百五十三度五十八分三秒の点</p> <p>六 北緯二十四度十六分五十五秒、東経百五十三度五十八分五秒の点</p> <p>七 北緯二十四度十六分四十六秒、東経百五十三度五十八分四十八秒の点</p> <p>八 北緯二十四度十六分五十四秒、東経百五十三度五十八分五十二秒の点</p>	

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十 航空自衛隊静浜基地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県焼津市	上小杉千六百二番地
対象防衛関係施設の区域	静岡県焼津市	大島、上小杉、藤守及び宗高（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県焼津市	大島（次の図面に示す部分に限る。）、大島新田、上小杉（次の図面に示す部分に限る。）、下小杉（次の図面に示す部分に限る。）、惣右衛門（次の図面に示す部分に限る。）、藤守（次の図面に示す部分に限る。）及び宗高（次の図面に示す部分に限る。）
備考		

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十一 航空自衛隊岐阜基地

対象防衛関係施設の所在地	岐阜県各務原市	那加官有地無番地
対象防衛関係施設の区域	岐阜県各務原市	<p>鵜沼（次の図面に示す部分に限る。）、下切町（次の図面に示す部分に限る。）、上戸町（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原三柿野町（次の図面に示す部分に限る。）、那加影野新田字池田、那加桐野外二ヶ所大字入会地（次の図面に示す部分に限る。）、</p>

	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>
	<p>岐阜県各務原市</p>
<p>那加新加納外六ヶ所大字入会地、那加前洞町、前渡西町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡東町（次の図面に示す部分に限る。）、松本町（次の図面に示す部分に限る。）、三井東町（次の図面に示す部分に限る。）、三井町（次の図面に示す部分に限る。）及び山脇町（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>鶉沼（次の図面に示す部分に限る。）、鶉沼朝日町（次の図面に示す部分に限る。）、鶉沼川崎町（次の図面に示す部分に限る。）、鶉沼三ツ池町（次の図面に示す部分に限る。）、上中屋町（次の図面に示す部分に限る。）、川崎町（次の図面に示す部分に限る。）、下切町（次の図面に示す部分に限る。）、上戸町（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原月丘町（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原緑町（次の図面に示す部分に限る。）、蘇原六軒町、那加織田町（次の図面に示す部分に限る。）、那加影野新田字池田、那加桐野外二ヶ所大字入会地、那加楠町（次の図面に示す部分に限る。）、那加桜町（次の図面に示す部分に限る。）、那加新加納外六ヶ所</p>

大字入会地、那加住吉町、那加大東町、那加信長町（次の図面に示す部分に限る。）、那加前洞町、那加門前町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡北町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡西町（次の図面に示す部分に限る。）、前渡東町（次の図面に示す部分に限る。）、松本町（次の図面に示す部分に限る。）、三井東町（次の図面に示す部分に限る。）、三井町（次の図面に示す部分に限る。）、三井山町及び山脇町（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十二 航空自衛隊防府北基地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>山口県防府市</p>	<p>大字田島無番地</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>山口県防府市</p>	<p>大字田島（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>山口県防府市</p>	<p>伊佐江町、華城中央一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字伊佐江（次の図面に示す部分に限る。）、大字植松（次の図面に示す部分に限る。）、大字田島（次の図面に示す部分に限る。）、大字仁井令（次の図面に示す部分に限る。）並びに大字西浦（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>		

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十三 航空自衛隊当別分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	北海道石狩郡当別町	字弁華別番外地
対象防衛関係施設の区域	北海道石狩郡当別町	字青山（次の図面に示す部分に限る。）
	北海道石狩市	厚田区望来及び八幡町俊別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯四十三度十八分五十九秒、東経百四十一度三十一分三十八秒の点</p> <p>二 北緯四十三度十八分四十四秒、東経百四十一度三十一分五十五秒の点</p> <p>三 北緯四十三度十八分二十秒、東経百四十一度三十一分四十五秒の点</p> <p>四 北緯四十三度十八分八秒、東経百四十一度三十分五十秒の点</p> <p>五 北緯四十三度十八分二十二秒、東経百四十一度三十分二十五秒の点</p> <p>六 北緯四十三度十八分五十秒、東経百四十一度三十分四十八秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十四 航空自衛隊大湊分屯基地

対象防衛関係施設 の所在地	青森県むつ市	大字大湊字大近川四十四番地ノ内官有地
対象防衛関係施設 の区域	青森県むつ市	大字大湊（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と八に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	一 北緯四十一度十七分十六秒、東経百四十一度六分四十九秒の点 二 北緯四十一度十六分五十五秒、東経百四十一度六分五十五秒の点 三 北緯四十一度十六分五十六秒、東経百四十一度七分二十四秒の点 四 北緯四十一度十六分三十三秒、東経百四十一度七分二十七

	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び九に掲げる 点と十三に掲げ る点とを結んだ 次の図面に示す 線により囲まれ</p>
<p>秒の点 五 北緯四十一度十六分二十九秒、東経百四十一度六分五十七 秒の点 六 北緯四十一度十六分五十秒、東経百四十一度六分四十九秒 の点 七 北緯四十一度十六分五十一秒、東経百四十一度六分二十二 秒の点 八 北緯四十一度十七分十二秒、東経百四十一度六分二十一秒 の点</p>	<p>九 北緯四十一度十五分二十二秒、東経百四十一度八分十秒の 点 十 北緯四十一度十五分三十八秒、東経百四十一度七分四十七 秒の点 十一 北緯四十一度十五分二十九秒、東経百四十一度七分三十 秒の点 十二 北緯四十一度十五分一秒、東経百四十一度七分二十二秒</p>

対象防衛関係施設の所在地	秋田県男鹿市	男鹿中国有地内
<p>二十五 航空自衛隊加茂分屯基地</p> <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		
た区域		<p>の点</p> <p>十三 北緯四十一度十四分五十五秒、東経百四十一度七分四十八秒の点</p>

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>
<p>秋田県男鹿市</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>
<p>男鹿中国有地内及び男鹿中滝川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯三十九度五十五分六秒、東経百三十九度四十六分四十八秒の点 二 北緯三十九度五十五分五秒、東経百三十九度四十七分八秒の点 三 北緯三十九度五十四分五十秒、東経百三十九度四十七分十六秒の点 四 北緯三十九度五十四分三十二秒、東経百三十九度四十六分五十七秒の点 五 北緯三十九度五十四分三十三秒、東経百三十九度四十六分三十五秒の点 六 北緯三十九度五十四分四十九秒、東経百三十九度四十六分二十九秒の点</p>

<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び七に掲げる 点と十一に掲げ る点とを結んだ 線により囲まれ た区域</p>	<p>七 北緯三十九度五十四分四十一秒、東経百三十九度四十五分 十三秒の点</p> <p>八 北緯三十九度五十四分三十一秒、東経百三十九度四十五分 三十二秒の点</p> <p>九 北緯三十九度五十四分十三秒、東経百三十九度四十五分二 十五秒の点</p> <p>十 北緯三十九度五十四分十三秒、東経百三十九度四十五分一 秒の点</p> <p>十一 北緯三十九度五十四分三十一秒、東経百三十九度四十四 分五十三秒の点</p>
<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び十二に掲げ る点と十七に掲 げる点とを結ん だ線により囲ま</p>	<p>十二 北緯三十九度五十四分三秒、東経百三十九度四十五分〇 秒の点</p> <p>十三 北緯三十九度五十四分二秒、東経百三十九度四十五分二 十秒の点</p> <p>十四 北緯三十九度五十三分三十七秒、東経百三十九度四十五 分四十秒の点</p>

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>福島県双葉郡川内村</p>	<p>大字上川内字花の内六番地</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		<p>れた区域</p> <p>十五 北緯三十九度五十三分二十四秒、東経百三十九度四十五分三十二秒の点</p> <p>十六 北緯三十九度五十三分二十四秒、東経百三十九度四十五分十三秒の点</p> <p>十七 北緯三十九度五十三分五十秒、東経百三十九度四十四分五十二秒の点</p>
<p>二十六 航空自衛隊大滝根山分屯基地</p>					

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>福島県田村市</p>	<p>滝根町神俣及び常葉町堀田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>福島県双葉郡川 内村</p> <p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>大字上川内（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十七度二十二分十一秒、東経百四十度四十二分三十 五秒の点</p> <p>二 北緯三十七度二十二分一秒、東経百四十度四十三分四秒の 点</p> <p>三 北緯三十七度二十一分三十九秒、東経百四十度四十二分五 十六秒の点</p> <p>四 北緯三十七度二十一分三十九秒、東経百四十度四十二分二 十九秒の点</p> <p>五 北緯三十七度二十一分二秒、東経百四十度四十二分十七秒 の点</p> <p>六 北緯三十七度二十一分七秒、東経百四十度四十一分四十九</p>

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	新潟県佐渡市	新潟県佐渡市	金井新保、戸地及び中興（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	金井新保丙二番地二十七	備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	秒の点 七 北緯三十七度二十一分五十秒、東経百四十度四十一分五十 五秒の点

二十七 航空自衛隊佐渡分屯基地

	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
次に掲げる点を	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
九 北緯三十八度四分五十三秒、東経百三十八度二十一分七秒	<p>一 北緯三十八度五分五十九秒、東経百三十八度二十分十二秒の点</p> <p>二 北緯三十八度五分四十二秒、東経百三十八度二十分二十九秒の点</p> <p>三 北緯三十八度五分二十六秒、東経百三十八度二十分四秒の点</p> <p>四 北緯三十八度五分六秒、東経百三十八度二十分八秒の点</p> <p>五 北緯三十八度四分五十九秒、東経百三十八度十九分四十六秒の点</p> <p>六 北緯三十八度五分十四秒、東経百三十八度十九分三十秒の点</p> <p>七 北緯三十八度五分三十秒、東経百三十八度十九分四十五秒の点</p> <p>八 北緯三十八度五分四十九秒、東経百三十八度十九分四十秒の点</p>

	<p>順次に結んだ線及び九に掲げる点と十三に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>の点 十 北緯三十八度四分三十一秒、東経百三十八度二十一分十四秒の点 十一 北緯三十八度四分十七秒、東経百三十八度二十分五十四秒の点 十二 北緯三十八度四分四十九秒、東経百三十八度二十分二十六秒の点 十三 北緯三十八度四分二十五秒、東経百三十八度二十分二十九秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>二十八 航空自衛隊輪島分屯基地</p>	

対象防衛関係施設 の所在地	石川県輪島市	河井町十部二十九番地七
対象防衛関係施設 の区域	石川県輪島市	大野町、河井町及び惣領町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	石川県輪島市 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	河井町、杉平町、塚田町及び久手川町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯三十七度二十三分五十五秒、東経百三十六度五十七分五十八秒の点 二 北緯三十七度二十三分四十三秒、東経百三十六度五十八分二十二秒の点 三 北緯三十七度二十三分八秒、東経百三十六度五十七分十七秒の点 四 北緯三十七度二十二分五十四秒、東経百三十六度五十七分四十三秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二十九 航空自衛隊笠取山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	三重県津市	榊原町四千百八十三番地十二
対象防衛関係施設の区域	三重県伊賀市	奥馬野及び下阿波（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	三重県津市	<p>榑原町、美里町桂畑及び美里町南長野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯三十四度四十四分十九秒、東経百三十六度十七分五十二秒の点</p> <p>二 北緯三十四度四十四分一秒、東経百三十六度十八分十一秒の点</p> <p>三 北緯三十四度四十四分七秒、東経百三十六度十八分二十九秒の点</p> <p>四 北緯三十四度四十三分四十一秒、東経百三十六度十八分五十二秒の点</p> <p>五 北緯三十四度四十二分五十四秒、東経百三十六度十八分十五秒の点</p> <p>六 北緯三十四度四十三分八秒、東経百三十六度十七分四十七秒の点</p> <p>七 北緯三十四度四十三分五十一秒、東経百三十六度十八分〇秒の点</p>

		<p>八 北緯三十四度四十三分五十一秒、東経百三十六度十七分三十一秒の点</p> <p>九 北緯三十四度四十四分十秒、東経百三十六度十七分三十一秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

三十 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（庁舎等地区）

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>京都府京丹後市</p>	<p>丹後町袖志無番地</p>
<p>対象防衛関係施設の区域</p>	<p>京都府京丹後市</p>	<p>丹後町尾和及び丹後町袖志（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>一 北緯三十五度四十六分十四秒、東経百三十五度十一分三十三秒の点</p> <p>二 北緯三十五度四十六分九秒、東経百三十五度十一分五十二秒の点</p> <p>三 北緯三十五度四十五分四十三秒、東経百三十五度十二分二秒の点</p> <p>四 北緯三十五度四十五分三十二秒、東経百三十五度十一分四十六秒の点</p> <p>五 北緯三十五度四十五分四十四秒、東経百三十五度十一分二十三秒の点</p> <p>六 北緯三十五度四十六分三秒、東経百三十五度十一分二十秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>		

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十一 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地（レーダー地区）

対象防衛関係施設の所在地	京都府京丹後市	丹後町袖志無番地
対象防衛関係施設の区域	京都府京丹後市	丹後町袖志（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	<p>一 北緯三十五度四十六分〇秒、東経百三十五度十三分十三秒の点</p> <p>二 北緯三十五度四十五分四十八秒、東経百三十五度十三分三</p>

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>山口県萩市</p>	<p>見島千五百十八番地一</p>
<p>三十二 航空自衛隊見島分屯基地</p>		
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p> <p>点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p> <p>十三秒の点</p> <p>三 北緯三十五度四十五分二十八秒、東経百三十五度十三分二十七秒の点</p> <p>四 北緯三十五度四十五分二十八秒、東経百三十五度十三分一秒の点</p> <p>五 北緯三十五度四十五分四十八秒、東経百三十五度十二分五十三秒の点</p>		

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>
<p>山口県萩市</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>
<p>見島（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯三十四度四十六分三十八秒、東経百三十一度八分九秒の点</p> <p>二 北緯三十四度四十六分二十七秒、東経百三十一度八分三十二秒の点</p> <p>三 北緯三十四度四十六分十二秒、東経百三十一度八分三十三秒の点</p> <p>四 北緯三十四度四十五分五十九秒、東経百三十一度八分七秒の点</p> <p>五 北緯三十四度四十六分五秒、東経百三十一度七分四十四秒の点</p> <p>六 北緯三十四度四十六分三十五秒、東経百三十一度七分四十七秒の点</p>

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十三 航空自衛隊背振山分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	佐賀県神埼市	脊振町服巻字脊振山千三百五十八番地
対象防衛関係施設の区域	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	松隈（次の図面に示す部分に限る。）
福岡県福岡市早良区	佐賀県神埼市	脊振町服巻（次の図面に示す部分に限る。）
		大字板屋（次の図面に示す部分に限る。）

備考	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>
	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>
	<p>一 北緯三十三度二十六分二十八秒、東経百三十度二十二分九秒の点</p> <p>二 北緯三十三度二十五分四十秒、東経百三十度二十二分五十七秒の点</p> <p>三 北緯三十三度二十五分十六秒、東経百三十度二十二分五十四秒の点</p> <p>四 北緯三十三度二十五分十七秒、東経百三十度二十二分二十七秒の点</p> <p>五 北緯三十三度二十五分四十一秒、東経百三十度二十二分十八秒の点</p> <p>六 北緯三十三度二十五分五十二秒、東経百三十度二十一分五十九秒の点</p> <p>七 北緯三十三度二十六分十九秒、東経百三十度二十一分四十九秒の点</p>

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十四 航空自衛隊海栗島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県対馬市	上対馬町鰐浦千二百十七番地
対象防衛関係施設の区域	長崎県対馬市	上対馬町鰐浦（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線	<p>一 北緯三十四度四十二分四十一秒、東経百二十九度二十六分三十二秒の点</p> <p>二 北緯三十四度四十二分十八秒、東経百二十九度二十六分四十四秒の点</p> <p>三 北緯三十四度四十二分〇秒、東経百二十九度二十六分五秒</p>

三十五 航空自衛隊高畑山分屯基地

対象防衛関係施設 の所在地	宮崎県串間市	大字本城四番地		により囲まれた 区域	の点 四 北緯三十四度四十二分九秒、東経百二十九度二十五分四十 三秒の点 五 北緯三十四度四十二分四十秒、東経百二十九度二十五分五 十二秒の点
対象防衛関係施設	宮崎県串間市	大字市木、大字大納及び大字本城（いずれも次の図面に示す部	備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対 象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

<p>の区域</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>	<p>分に限る。)</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>一 北緯三十一度二十六分五十九秒、東経百三十一度十九分四十一秒の点</p> <p>二 北緯三十一度二十六分四十七秒、東経百三十一度二十分二十四秒の点</p> <p>三 北緯三十一度二十六分二十三秒、東経百三十一度二十分二十四秒の点</p> <p>四 北緯三十一度二十六分十八秒、東経百三十一度十九分三十三秒の点</p> <p>五 北緯三十一度二十六分三十四秒、東経百三十一度十九分十六秒の点</p>		

三十六 航空自衛隊下甕島分屯基地（庁舎等地区）

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>鹿児島県薩摩川 内市</p>	<p>下甕町長浜無番地</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>鹿児島県薩摩川 内市</p>	<p>下甕町長浜（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>	<p>一 北緯三十一度四十三分十三秒、東経百二十九度四十三分三十五秒の点 二 北緯三十一度四十三分九秒、東経百二十九度四十三分五十四秒の点 三 北緯三十一度四十二分五十三秒、東経百二十九度四十四分〇秒の点 四 北緯三十一度四十二分二十八秒、東経百二十九度四十三分二十四秒の点</p>

備考		
	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び六に掲げる 点と十一に掲げ る点とを結んだ 線により囲まれ た区域	<p>五 北緯三十一度四十二分四十三秒、東経百二十九度四十三分 六秒の点</p> <p>六 北緯三十一度四十一分五十五秒、東経百二十九度四十三分 〇秒の点</p> <p>七 北緯三十一度四十二分四十六秒、東経百二十九度四十三分 十三秒の点</p> <p>八 北緯三十一度四十二分二十五秒、東経百二十九度四十三分 十一秒の点</p> <p>九 北緯三十一度四十二分十九秒、東経百二十九度四十二分五 十六秒の点</p> <p>十 北緯三十一度四十二分二十八秒、東経百二十九度四十二分 四十二秒の点</p> <p>十一 北緯三十一度四十一分四十九秒、東経百二十九度四十二 分四十四秒の点</p>

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十七 航空自衛隊下甕島分屯基地（場外離着陸場）

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県薩摩川内市	下甕町青瀬字焼原千四百四十番地二
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県薩摩川内市	下甕町青瀬及び下甕町長浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県薩摩川内市	下甕町青瀬及び下甕町長浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線		一 北緯三十一度四十一分三十六秒、東経百二十九度四十四分四十秒の点

三十八 航空自衛隊沖永良部島分屯基地

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>鹿児島県大島郡 知名町</p>	<p>大字瀬利覚三千百九十六番地一</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		
<p>及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p> <p>二 北緯三十一度四十一分三十二秒、東経百二十九度四十四分 五十秒の点</p> <p>三 北緯三十一度四十一分十秒、東経百二十九度四十四分三十 六秒の点</p> <p>四 北緯三十一度四十一分十二秒、東経百二十九度四十四分十 七秒の点</p>		

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>
<p>鹿児島県大島郡 知名町</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と九に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域</p>
<p>大字上平川、大字下城、大字住吉、大字瀬利覚及び大字田皆（い ずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>一 北緯二十七度二十二分二十三秒、東経百二十八度三十三分 三十八秒の点 二 北緯二十七度二十二分十九秒、東経百二十八度三十四分五 秒の点 三 北緯二十七度二十二分三秒、東経百二十八度三十四分二十 四秒の点 四 北緯二十七度二十一分五十秒、東経百二十八度三十四分二 十七秒の点 五 北緯二十七度二十一分三十五秒、東経百二十八度三十四分 五秒の点 六 北緯二十七度二十一分三十七秒、東経百二十八度三十三分 四十四秒の点 七 北緯二十七度二十一分五十九秒、東経百二十八度三十三分 四十四秒の点</p>

		<p>八 北緯二十七度二十一分五十九秒、東経百二十八度三十三分三十二秒の点</p> <p>九 北緯二十七度二十二分十四秒、東経百二十八度三十三分二十六秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

三十九 航空自衛隊与座岳分屯基地

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>沖縄県糸満市</p>	<p>字与座千七百八十番地</p>
<p>対象防衛関係施設の区域</p>	<p>沖縄県糸満市</p>	<p>字大里及び字与座（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

	<p>沖縄県島尻郡八重瀬町</p>	<p>字富盛及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>沖縄県糸満市 重瀬町</p>	<p>字新垣、字大里及び字与座（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 字高良、字富盛及び字世名城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

四十 航空自衛隊宮古島分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県宮古島市	上野野原千百九十番地百八十九
対象防衛関係施設の区域	沖縄県宮古島市	上野（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県宮古島市	上野及び平良（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>		

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十一 横浜ノース・ドック

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横浜市 神奈川区	瑞穂町ほか
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横浜市 神奈川区	瑞穂町、千若町二丁目及び鈴繁町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横浜市 神奈川区	瑞穂町、千若町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。） まで、鈴繁町、山内町（次の図面に示す部分に限る。）、橋本町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、星野町（次の図面に示す部分に限る。）、新浦島町二丁目（次の図面に示す

	<p>部分に限る。) 並びに出田町 (次の図面に示す部分に限る。)</p>
<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と八に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p>	<p>一 北緯三十五度二十八分三十五秒、東経百三十九度三十九分六秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十八分二十四秒、東経百三十九度三十九分十六秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十八分十三秒、東経百三十九度三十九分十一秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十七分四十九秒、東経百三十九度三十九分二十八秒の点</p> <p>五 北緯三十五度二十七分三十五秒、東経百三十九度三十九分十一秒の点</p> <p>六 北緯三十五度二十七分五十六秒、東経百三十九度三十八分四十四秒の点</p> <p>七 北緯三十五度二十七分五十七秒、東経百三十九度三十八分二十三秒の点</p> <p>八 北緯三十五度二十八分三秒、東経百三十九度三十八分十八</p>

秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十二 富士営舎地区

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	中畑
対象防衛関係施設	静岡県御殿場市	中畑
対象防衛関係施設	静岡県御殿場市	中畑（次の図面に示す部分に限る。）

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市	中畑、川柳及び印野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>			

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域
昭和町	昭和町（次の図面に示す部分に限る。）	昭和町及び船見町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十四度十三分三十五秒、東経百三十二度三十二分四十七秒の点 二 北緯三十四度十三分四十秒、東経百三十二度三十二分四十五秒の点 三 北緯三十四度十三分四十九秒、東経百三十二度三十二分四十七秒の点 四 北緯三十四度十三分五十五秒、東経百三十二度三十三分一秒の点 五 北緯三十四度十三分五十秒、東経百三十二度三十三分九秒		

の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十四 板付飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
福岡県福岡市博多区	福岡県福岡市博多区
大字東平尾及び大字雀居(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	大字東平尾ほか

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	多区	福岡県福岡市博多区		大字東平尾、大字雀居、東那珂二丁目、半道橋二丁目及び大字青木（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>					

備考	対象防衛関係施設 の所在地	長崎県佐世保市	立神町ほか
	対象防衛関係施設 の区域	長崎県佐世保市	立神町及び赤崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	長崎県佐世保市 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と三に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	立神町及び赤崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯三十三度九分四十五秒、東経百二十九度四十二分四秒の点 二 北緯三十三度九分四十一秒、東経百二十九度四十二分八秒の点 三 北緯三十三度九分二十九秒、東経百二十九度四十二分九秒の点

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十六 佐世保弾薬補給所

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	前畑町ほか
前畑町、天神町（次の図面に示す部分に限る。）	前畑町、天神町及び干尽町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	前畑町、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、干尽町（次の

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>	<p>に係る対象施設周辺地域</p>	
	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>図面に示す部分に限る。)、大黒町(次の図面に示す部分に限る。)、天神四丁目及び五丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。))並びに崎辺町(次の図面に示す部分に限る。))</p>
	<p>一 北緯三十三度八分五秒、東経百二十九度四十三分三十三秒の点</p> <p>二 北緯三十三度八分八秒、東経百二十九度四十三分四秒の点</p> <p>三 北緯三十三度八分十九秒、東経百二十九度四十三分〇秒の点</p> <p>四 北緯三十三度八分三十七秒、東経百二十九度四十三分四秒の点</p> <p>五 北緯三十三度八分五十一秒、東経百二十九度四十三分十九秒の点</p>	

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十七 横瀬貯油所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県西海市	西海町横瀬郷
対象防衛関係施設の区域	長崎県西海市	西海町横瀬郷（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県西海市	西海町横瀬郷（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を	一 北緯三十三度五分十四秒、東経百二十九度四十二分十秒の	

	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>点 二 北緯三十三度五分二十五秒、東経百二十九度四十二分十五秒の点 三 北緯三十三度五分二十八秒、東経百二十九度四十二分三十九秒の点 四 北緯三十三度四分五十四秒、東経百二十九度四十三分二十九秒の点 五 北緯三十三度四分三十一秒、東経百二十九度四十三分二十八秒の点 六 北緯三十三度四分二十三秒、東経百二十九度四十三分七秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれ</p>		

るものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十八 針尾島弾薬集積所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	針尾北町ほか
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	針尾北町、江上町及び有福町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	針尾北町、江上町、有福町、指方町及び東浜町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線	一 北緯三十三度七分二十一秒、東経百二十九度四十五分七秒の点

	<p>及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>
<p>二 北緯三十三度七分二十一秒、東経百二十九度四十五分十四秒の点</p> <p>三 北緯三十三度七分五十四秒、東経百二十九度四十五分十四秒の点</p> <p>四 北緯三十三度八分三秒、東経百二十九度四十五分十八秒の点</p> <p>五 北緯三十三度八分十五秒、東経百二十九度四十五分二十三秒の点</p> <p>六 北緯三十三度八分十二秒、東経百二十九度四十五分三十七秒の点</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p>

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十九 辺野古弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県名護市	字辺野古ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県名護市	字辺野古及び字二見（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県名護市 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる	字辺野古及び字二見（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯二十六度三十二分五十八秒、東経百二十八度二分六秒の点 二 北緯二十六度三十三分一秒、東経百二十八度二分十六秒の点

	<p>点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>三 北緯二十六度三十二分十五秒、東経百二十八度二分五十三秒の点</p> <p>四 北緯二十六度三十一分三十八秒、東経百二十八度二分五十八秒の点</p> <p>五 北緯二十六度三十一分三十四秒、東経百二十八度二分五十六秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域
<p>沖縄県中頭郡読谷村</p>	<p>沖縄県中頭郡読谷村</p>
<p>沖縄県うるま市</p>	<p>石川楚南、石川山城及び字栄野比（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>沖縄県国頭郡恩納村</p>	<p>字真栄田及び字山田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>沖縄県中頭郡読谷村</p>	<p>字伊良皆（次の図面に示す部分に限る。）、字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字親志（次の図面に示す部分に限る。）、字喜名（次の図面に示す部分に限る。）、字座喜味（次の図面に示す部分に限る。）</p>

		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
納村	沖縄県国頭郡恩納	沖縄県うるま市	沖縄県沖縄市	沖縄県中頭郡嘉手納町
	字真栄田及び字山田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	石川伊波、石川楚南、石川東恩納、石川山城及び字栄野比（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字池原、字倉敷、字大工廻、字知花、字登川、知花四丁目及び五丁目、池原一丁目から五丁目まで、字御殿敷、字宇久田、字白川並びに字嘉良川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字久得（次の図面に示す部分に限る。）
				す部分に限る。）、字長田、字長浜（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝（次の図面に示す部分に限る。）及び字牧原（次の図面に示す部分に限る。）

	<p>沖縄県中頭郡読谷村</p>	<p>字伊良皆（次の図面に示す部分に限る。）、字大湾（次の図面に示す部分に限る。）、字親志、字喜名（次の図面に示す部分に限る。）、字座喜味（次の図面に示す部分に限る。）、字長田、字長浜（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝（次の図面に示す部分に限る。）、字比謝缸（次の図面に示す部分に限る。）及び字牧原（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p>	<p>沖縄県中頭郡嘉手納町</p>	<p>字久得及び字屋良（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十一 天願栈橋

対象防衛関係施設 の所在地	沖縄県うるま市	字昆布
対象防衛関係施設 の区域	沖縄県うるま市 次に示す海域	字昆布（次の図面に示す部分に限る。） 栈橋の周囲（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	沖縄県うるま市 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる	字昆布及び石川東恩納（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯二十六度二十四分二十八秒、東経百二十七度五十分二十五秒の点 二 北緯二十六度二十四分三十二秒、東経百二十七度五十分三十二秒の点

	<p>点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>三 北緯二十六度二十四分三十五秒、東経百二十七度五十一分十二秒の点</p> <p>四 北緯二十六度二十四分十八秒、東経百二十七度五十一分十五秒の点</p> <p>五 北緯二十六度二十四分十秒、東経百二十七度五十分五十七秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	沖縄県うるま市	字天願ほか
対象防衛関係施設 の区域	沖縄県うるま市	字宇堅、字昆布及び字天願（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	沖縄県うるま市	字赤野（次の図面に示す部分に限る。）、字安慶名（次の図面に示す部分に限る。）、字宇堅（次の図面に示す部分に限る。）、字川崎（次の図面に示す部分に限る。）、字昆布（次の図面に示す部分に限る。）、字天願並びにみどり町一丁目、二丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる	<p>一 北緯二十六度二十四分〇秒、東経百二十七度五十一分十四秒の点</p> <p>二 北緯二十六度二十四分五秒、東経百二十七度五十一分十五秒の点</p>

	<p>点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>三 北緯二十六度二十四分五秒、東経百二十七度五十一分三十八秒の点</p> <p>四 北緯二十六度二十三分二十三秒、東経百二十七度五十二分十三秒の点</p> <p>五 北緯二十六度二十三分十九秒、東経百二十七度五十二分一秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県沖縄市	字知花ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県沖縄市	字知花、字登川並びに知花四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県沖縄市	字大工廻、字知花、字登川及び知花三丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p>		

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十四 ホワイト・ビーチ地区

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県うるま市	勝連平敷屋ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県うるま市	勝連内間、勝連平敷屋、勝連平安名及び与那城饒辺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県うるま市	勝連内間、勝連平敷屋、勝連平安名、与那城安勢理及び与那城饒辺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯二十六度十八分二十秒、東経百二十七度五十三分五十四秒の点 二 北緯二十六度十八分三秒、東経百二十七度五十三分五十七

点と十に掲げる
点とを結ぶ海岸
線により囲まれ
た海域

秒の点

三 北緯二十六度十七分三十秒、東経百二十七度五十四分十七秒の点

四 北緯二十六度十七分四十一秒、東経百二十七度五十四分四十二秒の点

五 北緯二十六度十七分二十二秒、東経百二十七度五十四分四十五秒の点

六 北緯二十六度十七分九秒、東経百二十七度五十四分五十三秒の点

七 北緯二十六度十七分十五秒、東経百二十七度五十五分十一秒の点

八 北緯二十六度十七分三十一秒、東経百二十七度五十五分十七秒の点

九 北緯二十六度十七分三十九秒、東経百二十七度五十五分三十五秒の点

十 北緯二十六度十八分七秒、東経百二十七度五十五分二十五秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五十五 那覇港湾施設

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	垣花町ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字鏡水（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町（次の図面に示す部分に限る。）、垣花町一丁目から三丁目まで（いずれも次の

		<p>図面に示す部分に限る。)並びに住吉町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、二丁目及び三丁目(次の図面に示す部分に限る。)</p>
<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>沖縄県那覇市</p>	<p>旭町(次の図面に示す部分に限る。)、字安次嶺(次の図面に示す部分に限る。)、奥武山町(次の図面に示す部分に限る。)、字小禄(次の図面に示す部分に限る。)、字鏡水(次の図面に示す部分に限る。)、垣花町、垣花町一丁目から三丁目まで、住吉町一丁目から三丁目まで、通堂町(次の図面に示す部分に限る。)、西一丁目から三丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、東町(次の図面に示す部分に限る。)、山下町(次の図面に示す部分に限る。)、金城一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、田原一丁目(次の図面に示す部分に限る。))並びに壺川三丁目(次の図面に示す部分に限る。)</p>
	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる</p>	<p>一 北緯二十六度十三分〇秒、東経百二十七度三十九分十六秒の点 二 北緯二十六度十三分一秒、東経百二十七度三十九分二十二</p>

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>	<p>点と三に掲げる</p> <p>点とを結ぶ海岸</p> <p>線により囲まれ</p> <p>た海域</p>	<p>秒の点</p> <p>三 北緯二十六度十二分五十八秒、東経百二十七度三十九分四十六秒の点</p>
	<p>次に掲げる点を</p> <p>順次に結んだ線</p> <p>及び四に掲げる</p> <p>点と五に掲げる</p> <p>点とを結ぶ海岸</p> <p>線により囲まれ</p> <p>た海域</p>	<p>四 北緯二十六度十二分二十一秒、東経百二十七度四十分四十一秒の点</p> <p>五 北緯二十六度十二分二十秒、東経百二十七度四十分三十八秒の点</p>

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。